

Question (購入者への割引券の提供)

ファミリーレストランとタイアップして、新車の成約者に対し、該当のレストランで食事した際の代金割引に使える割引券を提供しようと考えていますが、問題ないですか。

Answer 割引券と呼ばれるものであっても、他の事業者の供給する商品又は役務（サービス）についてのみ用いられる割引券は、景品とみなされます。したがって、この場合に提供できる割引券の割引の上限額は取引価格の20%となります。

Hint!

割引券については、次のもので、正常な商慣習に照らして適当と認められるものは、最高額の制限は受けません。

- ① 自社の供給する商品又は役務についてのみ用いられる割引券
- ② 自社及び他社に共通して供給する商品又は役務の購入に使用できる割引券（自他共通割引券）

※この場合、割引券による代金割引の額が、自社と他社で同額である必要があります。